

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

申立期間の前後の期間は納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。当時は、家業を手伝っており、母が自身及び父の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していた。同居していた両親の保険料は納付済みとなっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする母親は、自身及び夫の保険料を全て納付していることから、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金現金納付者名簿によると、申立人の申立期間直前の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの保険料は、同年 8 月 20 日に過年度納付されることが確認できる上、国民年金被保険者台帳の記録によると、申立人の父親については、55 年 4 月から同年 9 月までの保険料を同年 7 月に、同年 10 月から 56 年 3 月までの保険料を 55 年 12 月に納付していることが確認できることから、申立人の申立期間についても母親が納付したはずであるとする主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成5年1月22日であったと認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から4年12月31日まで  
② 平成4年12月31日から5年1月22日まで

申立期間①について、標準報酬月額が遡って減額訂正されているので、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②について、株式会社Aを退職したのは平成5年1月21日であると記憶しているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年1月1日より後の同年1月28日付けで、3年10月1日に遡及して30万円に引き下げられていることが確認できる上、多数の同僚についても申立人と同日の5年1月28日付けで、遡及して標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額

は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人は平成 5 年 1 月 21 日まで継続して株式会社 A に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社 A における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 5 年 1 月 1 日より後の同年 1 月 28 日付けで、遡及して 4 年 12 月 31 日と記録されていることが確認できる上、多数の同僚についても申立人と同日の 5 年 1 月 28 日付けで、資格喪失日の遡及処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、株式会社 A に係る商業登記簿謄本では、申立期間②において同社は閉鎖されておらず、法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、株式会社 A が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を遡って平成 4 年 12 月 31 日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である 5 年 1 月 22 日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る上記訂正後の平成 4 年 11 月の社会保険事務所の記録から、53 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、平成3年2月から同年9月までは11万8,000円、3年10月から4年7月までは38万円、4年8月から5年8月までは47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年9月1日まで  
平成3年から6年まで、株式会社Aに勤務したが、申立期間の標準報酬月額に相違があるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年9月までは11万8,000円、3年10月から4年7月までは38万円、4年8月から5年8月までは47万円と記録されていたところ、5年4月7日付けで、3年2月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人に係る上記処理が行われた平成5年4月7日付けで、多数の同僚が、申立人と同様に標準報酬月額を減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金基金の記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、株式会社Aの当時の事業主は、「当時、会社の経営が悪化し、社会保険料の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月

額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年2月から同年9月までは11万8,000円、3年10月から4年7月までは38万円、4年8月から5年8月までは47万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私が20歳になって国民年金に加入した後、母が私に代わって毎年、A市町村役場の窓口で国民年金保険料の納付の免除申請をしてくれていたはずであるが、申立期間のみが申請免除承認期間ではなく未納とされているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、「息子が20歳になった以降、私が毎年、息子の国民年金保険料の免除の申請手続きを行っていたはずであるが、申立期間だけ未納とされているので調査してほしい。」と主張しているところ、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人について、「免除期間始期：平成10年9月3日、終期：同年9月3日」の記録が確認でき、免除の申請は行われたが、免除が承認されなかった記録となっていることが確認できる。

また、A市町村では、上記の記録について、「当時の担当者がいないので、当時の取扱いは不明であるが、申請が平成10年9月3日に行われ、同日付けで申請が却下された記録であると考えられる。」と回答しているところ、同市町村の平成10年度の国民年金被保険者名簿の記録を確認したところ、  
i) 申立人と同様に申請免除が不承認の記録となっている二人の「免除期間始期」及び「免除期間終期」の日付は同一の日付が記載されていること、  
ii) 申請免除が承認された記録となっている5人の「免除期間始期」の日付はオンライン記録から確認できる処理日の日付と一致していることを踏まえると、申立人の「免除期間始期：平成10年9月3日、終期：同年9月3日」の日付は、社会保険事務所（当時）において、申請免除を不承認とする処理を行った日付を記載したものであると考えられる。

さらに、オンライン記録によると、社会保険事務所では、平成 11 年 11 月 5 日付けで、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の過年度納付書を作成していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間の国民年金保険料について、免除が承認されていたことを示す関連資料は無く、ほかに免除が承認されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで  
申立期間について、納付頻度や加入手続を行った場所については記憶していないが、国民年金保険料を A 金融機関の窓口で納付し領収書を受け取った記憶があるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「A 金融機関の窓口で納付し、領収書を受け取った記憶がある。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が国民年金に加入した記録は無く、申立期間は未加入期間とされており、B 市町村に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、申立人は、昭和 60 年 3 月 31 日に株式会社 C を退職した後、国民年金の加入手続を行った記憶が無いとしているなど、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していないため、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 51 年 3 月まで

国民年金の加入手続についての記憶は無いが、親から年金の保険料は必ず納付しなければならないと言われていたので、20 歳から国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたはずなので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳から国民年金に加入し、自分で保険料を納付していたはずである。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 50 年 10 月 1 日であり、20 歳に到達した 47 年\*月\*日に遡及して資格を取得していることが確認できることから、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人が 20 歳到達時に国民年金に加入していたのであれば、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金記号番号は、上記の昭和 50 年 10 月 1 日に払い出された記号番号である上、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が明確ではないなど、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 10 月 1 日の時点では、申立期間のうち、48 年 7 月から 50 年 3 月までの期間については過年度納付が、同年 4 月以降については現年度納付がそれぞれ可能であったところ、オンライン記録及び現金納付者名簿によると、申立人は、申立期間の直後の 51 年 4 月から 52 年 3 月までの保険料を 52 年 10 月 6 日に過年度納付した記録は確認できるものの、それ以外の期間の納付記録は見当たらない。

また、申立人が昭和 47 年 7 月に婚姻した元夫についても、申立人と同日の 50 年 10 月 1 日に国民年金手帳記号番号が払い出され、20 歳到達時の 46 年\*月\*日に遡及して資格を取得したことが確認できる上、オンライン記録及び現金納付者名簿によると、申立人の元夫は、申立人と同様に、51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を 52 年 10 月 6 日に過年度納付した記録となっているものの、それ以前の期間の納付記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 44 年 7 月 29 日から 46 年 4 月 1 日まで

昭和 41 年 2 月に A 事業所に臨時職員として採用され、43 年 8 月に次の職場に転職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録は 42 年 12 月 1 日から 43 年 4 月 1 日までしかなく、その前後の申立期間①及び②が未加入期間となっている。

また、昭和 44 年 5 月から 46 年 3 月まで、B 株式会社 C 営業所で営業職として勤務したが、厚生年金保険の記録は 44 年 5 月 19 日から同年 7 月 29 日までしかなく、申立期間③が未加入期間となっている。入社後に同僚と結婚し一緒に勤務していたはずである。

申立期間において勤務していたのは間違いないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「年金の記録では、A 事業所での厚生年金保険の加入記録は昭和 42 年 12 月 1 日から 43 年 4 月 1 日までの期間とされているが、同事業所には 41 年 2 月 1 日から 43 年 7 月 31 日まで勤務しており、加入記録が相違している。」と主張しているところ、複数の同僚の証言から、申立人は、41 年 5 月から 43 年 7 月までの期間、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 41 年 2 月から同年 4 月までの期間については、同僚から聴取したものの、申立人が A 事業所に勤務していたとする証言は得られない。

また、A 事業所では、「当時の資料が無く、申立人の申立期間①及び②に

係る勤務事実及び厚生年金保険の加入状況は確認できない。」と回答している。

さらに、申立期間①当時、A事業所において臨時職員として勤務していた3人は、それぞれ昭和40年4月、41年4月、42年4月に採用されたと述べているところ、オンライン記録から、厚生年金保険に加入したのは、42年1月、43年4月、同年9月であることが確認できることから、同事業所では、臨時職員について、採用後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間②について、申立人は、「申立期間②の直前の昭和42年の春から約1年間、D事業所のE部のF職をしていた。その頃は毎日職場を午後2時か3時ぐらいに早退していた。」と述べているところ、A事業所では、「当時の資料は無いが、臨時職員としての勤務時間数が少なかった場合、翌年度から、厚生年金保険に加入させない取扱いを行った可能性が考えられる。また、厚生年金保険に加入させていない臨時職員から保険料を控除することはなかった。」と回答している。

申立期間③について、申立人は、「年金の記録では、B株式会社での厚生年金保険の加入記録は昭和44年5月19日から同年7月29日までの期間とされているが、同社のC営業所には46年3月31日まで勤務していたはずである。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人のB株式会社における加入記録は、昭和44年5月19日に資格を取得し、同年7月29日に離職した記録となっている上、同社の当時の事務担当者は、「社員は、厚生年金保険と雇用保険をセットで加入させていた。退職する前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させることはなかった。」と証言しているところ、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録と雇用保険の加入記録は一致していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間③当時の同僚の氏名を記憶していないため、オンライン記録から、当該期間に、B株式会社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる者の中で連絡先が確認できた7人から聴取したものの、申立人を記憶している者はおらず、このうちの二人は、「C営業所の社員は少なかったので同僚全員の氏名を記憶しているが、申立人はいなかった。」と証言しており、申立人の申立期間③における勤務実態は確認できない。

さらに、申立人は、B株式会社に勤務していた同僚と結婚し一緒に勤務していたはずである旨主張していることから、申立人が昭和45年3月に婚姻した元妻に対して照会を行ったものの、回答は得られなかった。

このほか、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。